

令和5年度加古川市農業者臨時支援金交付要綱

令和5年7月21日産業経済部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格・物価高騰等の影響を受ける農業者に対して、事業の継続を支援するため、令和5年度加古川市農業者臨時支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号）に定めるもののほか、その交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 令和5年度に「水稻生産実施計画書及び営農計画書」（以下「営農計画書」という。）を加古川市地域農業再生協議会に提出し、農作物の栽培と出荷販売を行っている者、または令和5年度に営農計画書を加古川市地域農業再生協議会に提出していない者のうち、加古川市に在住しており、加古川市の農地で農作物の栽培と出荷販売を行っている者。
- (2) 令和4年分の農業収入の確定申告、または住民税の申告をしている者。
- (3) 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）（以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。
- (4) 代表者及び役員並びに業務に従事する者が暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者又は暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）でないこと。
- (5) 令和5年度加古川市漁業者臨時支援金交付要綱及び令和5年度加古川市畜産業者臨時支援金交付要綱に規定する支援金の交付を受けていない者。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表1に掲げるとおりとする。

(農業収入の算出)

第4条 申請者は、別表2に掲げる添付書類に記載された農業収入額を12ヵ月で除し、支援金対象期間に含まれる月数を乗じて令和4年の農業収入を算出し、申請するものとする。

2 申請者は、前項により支援金の申請をする場合、別表2に掲げる添付書類に記載された雑収入を除いて令和4年の農業収入を算出するが、支援金対象期間の雑収入の算出は前項に準じて行う。

(交付の申請及び請求)

第5条 支援金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、令和5年度加古

川市農業者臨時支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、別表2に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付の決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査した上で支援金の額を確定し、交付することが適当であると認めるときは令和5年度加古川市農業者臨時支援金交付決定書（様式第2号）により、交付することが適当でないとき認めるときは令和5年度加古川市農業者臨時支援金不交付決定書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 申請時点から支援金の交付を決定するまでの間に対象者が死亡したときは、市長は対象者の相続人に対して、その内容を審査した上で支援金の額を確定し、交付することが適当であると認めるときは令和5年度加古川市農業者臨時支援金交付決定書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。ただし、交付の決定を受けようとする相続人は、前条に規定する書類に加え、次の書類を提出するものとする。

- （1）対象者と相続人の関係を証明する書類
- （2）交付対象者変更依頼書兼請求書（様式第4号）

（支援金の交付）

第7条 市長は、前条の規定により支援金の交付を決定した申請者（以下「交付決定者」という。）に対し、交付を決定した額の支援金を速やかに交付するものとする。

2 交付決定時点から支援金を交付するまでの間に対象者が死亡したときは、市長は対象者の相続人に対して、支援金を支給することができる。ただし、支援金を受領しようとする相続人は、第5条に規定する書類に加え、次の書類を提出するものとする。

- （1）対象者と相続人の関係を証明する書類
- （2）振込先変更依頼書兼請求書（様式第5号）

（交付決定の取消等）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取り消すことができる。

- （1）虚偽その他不正な手段により支援金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- （2）支援金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- （3）この要綱に違反する行為があったとき。

2 市長は、前項の取り消しをしたときは、令和5年度加古川市農業者臨時支援金交付決定取消通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定に基づく取り消しにより交付決定者に損害が生じた場合であっても、その賠償の責めを負わない。

（調査等）

第9条 市長は、支援金の交付前又は交付後にかかわらず、交付に関し必要があると認めるときは、

申請者又は交付決定者に対し、関係資料の提出を求め、かつ、必要な調査を行うことができる。

2 申請者又は交付決定者は、前項の調査等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(不当利得の返還)

第10条 市長は、第8条第1項の規定により支援金の交付決定を取り消した者に対しては、期限を定めて、交付した支援金の返還を命じなければならない。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月21日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

【別表 1】（第 3 条関係）

支援金の額
<p>令和 4 年の農業収入（雑収入を除く）の 2%（上限 100 万円）。</p> <p>上記で算出した額が 2 万円未満となった場合は、支援金の額を 2 万円とする。</p> <p>予算の範囲内で、算出割合（2%）を調整（減額）する。</p> <p>千円未満は切り捨てるものとする。</p>

【別表 2】（第 4 条関係）

交付対象者の区分	令和 5 年度加古川市農業者臨時支援金交付申請書兼請求書に添付する資料
令和 5 年度に営農計画書を加古川市地域農業再生協議会に提出し、農作物の栽培と出荷販売を行っている者（法人を除く）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 令和 4 年分の確定申告書の写し、又は令和 5 年度市民税・県民税申告書の写し (2) 損益計算書や収支内訳書など、雑収入の金額が確認できる書類の写し
令和 5 年度に営農計画書を加古川市地域農業再生協議会に提出していない者のうち、加古川市に在住しており、加古川市の農地で農作物の栽培と出荷販売を行っている者（法人を除く）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 令和 4 年分の確定申告書の写し、又は令和 5 年度市民税・県民税申告書の写し (2) 損益計算書や収支内訳書など、雑収入の金額が確認できる書類の写し (3) 令和 5 年度に加古川市内で農業を営んでいることを示す書類（出荷伝票や納品書の写し等） (4) 本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、被保険者証（健康保険、介護保険等）など、申請者の住所と氏名が確認できる、官公署発行の書類。） (5) その他市長が必要と認める書類

<p>令和5年度に営農計画書を加古川市地域農業再生協議会に提出し、農作物の栽培と出荷販売を行っている法人</p>	<p>(1) 事業年度分の法人税の確定申告書類の写し等（以下「確定申告書類の写し等」という。） ※確定申告書類の写し等に記載された事業年度が、支援金対象期間（令和4年1月1日から令和4年12月31日）でない場合、当該期間を含む全ての確定申告書類の写し等</p> <p>(2) 確定申告書類の写し等に関する農業収入及び雑収入の金額が確認できる書類の写し</p>
<p>令和5年度に営農計画書を加古川市地域農業再生協議会に提出していない者のうち、所在地が加古川市であり、加古川市の農地で農作物の栽培と出荷販売を行っている法人</p>	<p>(1) 事業年度分の法人税の確定申告書類の写し等（以下「確定申告書類の写し等」という。） ※確定申告書類の写し等に記載された事業年度が、支援金対象期間（令和4年1月1日から令和4年12月31日）でない場合、当該期間を含む全ての確定申告書類の写し等</p> <p>(2) 確定申告書類の写し等に関する農業収入及び雑収入の金額が確認できる書類の写し</p> <p>(3) 令和5年度に加古川市内で農業を営んでいることを示す書類（出荷伝票や納品書の写し等）</p> <p>(4) 会社・法人の登記簿謄本</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>